No. 27

制度名	林業就業者定着促進事業	主管課名問合せ先	林政課 森づくり推進室 029-301-4021	
目的・趣旨	林業就業者の定着を促進するため、労働条件の改善を図る。			

[対象団体]

市町村(市町村が上乗せ補助を行う場合),認定事業体

※認定事業体:雇用管理の改善と事業の合理化の双方についての5か年の計画を策定し、 知事の認定を受けた事業体

[対象事業]

社会保険料等(健康保険,雇用保険,厚生年金,林業退職金共済)の掛金への助成。

[補助要件等]

- ①認定事業体と雇用契約を締結している,就業後10年以内の林業就業者の保険料等であること。
- ②助成を受ける認定事業体の経営指標が一定の条件を満たしていること。

〔対象経費〕

社会保険料等の事業主負担分

〔補助限度額等〕

補助率:10%以内または5%以内

[経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他		
林業就業者定着促進事業	_	10%以内 または 5%以内	0~10%	80% ~ 95%		
〔30 年度当初予算額〕	〔30 年度	[30年度補助対象団体]				
3,375 千円	平成30年4月頃決定予定					
(農業)						

〔備考〕